

TS-M2M-0007v2.0.0

oneM2M 技術仕様書 –サービスコンポーネント–

oneM2M Technical Specification –Service Components–

サマリ（和文）：

アブストラクト：

本文書は、M2M サービスプラットフォームにより提供される M2M サービスを規定し、次に、oneM2M サービスプラットフォームの M2M サービス機能アーキテクチャの統合や連携について規定し、最後に複雑なビジネスのサービスの範囲内で M2M サービスをどのように利用するかについて図示して説明する。一般的に、このようなアーキテクチャは、SoA（Service Oriented Architecture）と呼び、TS-0001 で規定される RoA（Resource Oriented Architecture）と区別される。

目次：

1 章 所掌範囲（目的）

本文書は、この文書は、M2M サービスプラットフォームにより提供される M2M サービスを規定し、次に、oneM2M サービスプラットフォームの M2M サービス機能アーキテクチャの統合や連携について規定し、最後に複雑なビジネスのサービスの範囲内で M2M サービスをどのように利用するかについて説明する。

2 章 引用文献

3 章 定義、略語と頭字語

4 章 表記法

5 章 M2M サービスアーキテクチャ

本章では M2M サービスプラットフォーム内で用いられる M2M サービスのアーキテクチャについて記述する。ここで、M2M サービスアーキテクチャとは、M2M アプリケーションやサービスプロバイダに対して提供される M2M サービスを規定することにより、M2M 機能アーキテクチャを強化する役割を担う。

6 章 M2M サービス

本章では、oneM2M サービスプラットフォームにより提供される M2M サービスについて記述する。

7 章 M2M サービスコンポーネント

本章では、M2M サービスプラットフォームにより提供される M2M サービスコンポーネントについて記述する。

付則 A（情報） 共通リクエストの処理

本付則は、Mca 参照点を通じた AE 間でのリクエストの実行を規定する技術仕様において記述される共通サービスの使い方を説明する。

付則 B（情報） データ交換サービス

本付則は、Mca 参照点を通じた AE 間でのデータ交換の要求の使い方を説明する。

付則 C（情報） サービスデスクリプション管理サービス

本付則は、Mca 参照点を通じた AE 間でのサービスデスクリプション管理の要求の使い方について説明する。

付則 D (規則) デバイス管理サービス

本付則は、Mca 参照点を通じた AE 間でのデバイス管理サービスの要求の使い方を説明する。

付則 E (情報) デバイスオンボーディングサービス

本付則は、M2M ノードあるいは SE が M2M サービスにコンタクトする際に、デバイスや AE を登録する (on-boarding) の方法を規定する。

付則 F (情報) 登録サービス

本付則は、Mca 参照点を利用して、及び Msc 参照点を利用して M2M サービスコンポーネント間での AE を登録するサービス要求の使い方を説明する。

付則 G (情報) M2M Service Capability テンプレート

本付則は、M2M Service Capability テンプレートについて説明する。

付則 H (情報) M2M サービス要求条件

本付則は、TS-0002 で規定されていない Service Components に係わる要求条件を規定する。

サマリ (英文)

Summary :

This document specifies the M2M Services provided by the M2M Services Platform, the integration and interworking of the M2M Services functional architecture of the oneM2M Services Platform and informatively illustrates the use of the M2M Services within the context of complex business services.